

令和3年9月小矢部市教育委員会定例会会議録

- 1 開催日時及び時間 令和3年9月24日（金）
開会 午前10時22分
閉会 午前11時30分

- 2 出席委員 1番 野澤 敏夫（教育長） 2番 前田 智嗣 3番 古村 正明
4番 佐々木 稲男 5番 石野 昌一

- 3 説明員 教育委員会事務局長 中村 英雄
教育委員会事務局次長 橋本 信之
（教育総務課長）
文化スポーツ課長 大沼 誠一
こども課長 塚田 恵美子
教育センター所長 山田 茂晴
給食センター所長 砂田 克宏
職務のため会議に出席した職員 教育総務課課長補佐 梶 拓朗
教育総務課課長補佐 本田 和裕
教育総務課指導主事 本多 弘子

- 4 議事日程
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会議録の承認について
日程第3 教育長の業務について
日程第4 （規則等）
議案第17号 小矢部市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則の一部改正について
（人事案件）
議案第18号 小矢部市教育委員会事務局職員の人事異動について
承認第7号 専決処分事項の承認について
専決第7号 小矢部市立公民館主事の任命について
報告事項
1 令和3年9月市議会定例会の代表及び一般質問について
2 公共施設の臨時休館等の一部終了について
3 令和3年度市通学路安全推進会議での検討結果について
4 令和3年度長期欠席・教室外登校児童生徒調査結果（1学期分）の補足について
5 新型コロナウイルス感染症に伴う休校の対応基準について
6 新型コロナに伴う学校休校措置の場合のタブレット活用による家庭学習の対応計画について
7 公共施設の臨時休館等の終了について

その他

5 議事の内容

- 教育長 (開会宣言及び定足数を満たしていることにより会議の成立を宣言)
日程第1 会議録署名委員に 5番石野委員を指名。
日程第2 前回の会議録の承認について説明をお願いします。
- 教育総務課課長補佐 (「日程第2 会議録の承認について」説明)
- 教育長 8月26日開催の8月定例会の会議録については、今日まで修正意見が無かったことですので、承認いただいたものとして取り扱わせていただいでよろしいでしょうか。
では、承認いただいたものとさせていただきます。
- 教育長 日程第3 教育長の業務について各担当から説明をお願いします。
- 教育総務課長
文化スポーツ課長
教育センター所長 (日程第3 教育長の業務報告及び予定について説明)
- 教育長 9月7日の東京2020オリンピックでホッケーキャプテンを務められた山下選手の報告会がありましたが、本人はパリへの意欲を示しておられました。引き続きそのご活躍に期待したいと思っております。
- 教育長 何かご意見・ご質問はございますか。
- 教育長 それでは議案に入りますが、「議案第17号 小矢部市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則の一部改正について」説明をお願いします。
- 文化スポーツ課長 (議案第17号 小矢部市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則の一部改正について)説明)
- 教育長 ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。
- 教育長 無いようですので、議案第17号については同意いただいたものとして取り扱わせていただいでよろしいでしょうか。
- 教育長 では、そのようにさせていただきます。
- 教育長 次に、「議案第18号 小矢部市教育委員会事務局職員の人事異動について」説明をお願いします。
- 事務局長 (「議案第18号 小矢部市教育委員会事務局職員の人事異動について」説明)
- 教育長 ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。
- 教育長 無いようですので、議案第18号については同意いただいたものとして取り扱わせていただいでよろしいでしょうか。

教育長	では、そのようにさせていただきます。
教育長	次に、「承認第7号 専決処分事項の承認について」説明をお願いします。
文化スポーツ課長	(「承認第7号 専決処分事項の承認について」説明)
教育長	ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。
教育長	無いようですので、承認第7号については承認いただいたものとして取り扱わせていただいております。
教育長	次に報告事項に移ります。報告事項1「令和3年9月市議会定例会の代表及び一般質問について」説明をお願いします。
事務局長	(報告事項1「令和3年9月市議会定例会の代表及び一般質問について」説明)
教育長	ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。
古村委員	お願いになりますが、タブレットの持ち帰りについて、他県でタブレットを通じた「いじめ」という大変大きな事件が起きております。原因として、入力コード(パスワード)が全員同じであったことが盲点として取り上げられていたと思います。本市ではぜひ、いじめの未然防止の為にタブレット取り扱いについて十分検討し、子供達に指導をして頂いたうえで持ち帰りを実施してほしいと思います。
教育長	今程のご意見に対しては、後程予定している報告事項6の中で改めて説明してもらいます。
教育長	次に、報告事項2「新型コロナウイルス感染症に伴う公共施設等の対応について」併せて報告事項7「公共施設の臨時休館等の終了について」説明をお願いします。
文化スポーツ課長	(報告事項2「公共施設の臨時休館等の一部終了について」説明)
事務局長	(報告事項7「公共施設の臨時休館等の終了について」説明)
教育長	ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。
教育長	無いようですので、次に、報告事項3「令和3年度市通学路安全推進会議での検討結果について」説明をお願いします。
教育総務課長	(報告事項3「令和3年度市通学路安全推進会議での検討結果について」説明)
教育長	ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。

教育長 無いようですので、次に、報告事項4「令和3年度長期欠席・教室外登校児童生徒調査結果（1学期分）の補足について」説明をお願いします。

教育センター所長 （報告事項4「令和3年度長期欠席・教室外登校児童生徒調査結果（1学期分）の補足について」説明）

教育長 ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。

古村委員 長欠の定義は30日だと思いますが、例えば資料にある小5男子について、64日の欠席のうち41日は適応指導教室に通所していたということで、実際の欠席は23日となり、また中1女子についても実際の欠席は15日となりますので、不登校にはカウントされないのではないのでしょうか。

教育センター所長 この2名についてですが、学校においては、適応指導教室への通所日も出席扱いとなり保護者向けの通知表等では出席扱いとしておりますが、県教委等へ提出する統計上の資料としては、学校へ登校していない日数を明記し、長欠としているものです。

教育長 県の報告では統計上、長期欠席の扱いになるということですね。

教育センター所長 そうです。

石野委員 では、いつも報告頂いている資料についてはどちらの扱いになっているのでしょうか

教育センター所長 統計上のもので報告させていただいております。

教育長 次に、報告事項5「新型コロナウイルス感染症に伴う休校の対応基準について」説明をお願いします。

教育総務課長 （報告事項5「新型コロナウイルス感染症に伴う休校の対応基準について」説明）

教育長 ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。

教育長 無いようですので、次に、報告事項6「新型コロナに伴う学校休校措置の場合のタブレット活用による家庭学習の対応計画について」説明をお願いします。

教育総務課長 （報告事項6「新型コロナに伴う学校休校措置の場合のタブレット活用による家庭学習の対応計画について」説明）
なお、先程の件についてですが、本市ではタブレットのパスワードは一人ずつ異なっており、「なりすまし」などはできないことになっております。

教育長 ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。

教育長	他に何かございますか。無いようですので、以上で終了とさせていただきます。本日は、やや足早に進めさせていただいた感がありましたが、今後も子ども達のために、市民の幸せのために力を尽くしてまいりたいと思いますので、引き続きご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。
教育長	最後に、次回定例会について事務局長より説明をお願いします。
事務局長	(説明 次回定例会 令和3年10月28日(木) 午前9時30分)
教育長	以上をもって閉会します。

以上、小矢部市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

小矢部市教育委員会

教育長

署名委員

作成者